令和5年11月更新
東北地方整備局
総務部　契約課

『年間委任状』の提出はお済みですか？

～あわせて有効期限切れや記載内容に変更がないかご確認ください～

～委任期間及び記載変更が生じた場合の注意点～

建設工事、コンサルタント業務等の入札手続きにおいて、申請書・入札書等の提出や契約書の取交わし等を支店長（営業所長）名で行う場合には、本社から支店（営業所）に対して、入札や契約の権限等を委任することを明記した『年間委任状』を各発注者毎（本局、事務所、センター及び管理所）に提出する必要があります。

この『年間委任状』の委任期間は、競争参加資格の有効期限（＝有資格業者名簿の期間）が限度となっています。例年、『年間委任状』を提出されている事業者の方は、今一度、提出済みの『年間委任状』に記載された委任期間及び記載内容をご確認いただき、

「有効期限切れ」になっている場合は、速やかに新しい『年間委任状』の提出を、「記載内容に変更が生じた場合」は、速やかに記載内容を変更した『年間委任状』の提出をお願いします。

※　なお、支店（営業所）の住所変更については、受付された「一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届」の写しを提出することで、変更した『年間委任状』に代えることができます。

～ICカード利用の注意点～

電子入札における支店長（営業所長）名のICカードの利用は、「東北地方整備局（港湾空港関係を除く） 電子入札運用基準 （建設工事及び建設コンサルタント業務等）」の【８－１電子入札を利用することができるICカードの基準】を満たす『年間委任状』が提出された場合に限り認められるものですので、支店長（営業所長）名のICカードを利用する場合は、必ずこの基準をご確認ください。

なお、提出にあたっては、「ICカードの企業情報登録画面を印刷したもの」も必要となりますので、ご注意ください。

【URL】東北地方整備局（港湾空港関係を除く） 電子入札運用基準
（建設工事及び建設コンサルタント業務等）
https://www.thr.mlit.go.jp/nyusatu/170119unnyoukijyun.pdf